

別紙 1

東日本大震災における被災児童生徒支援に関する基本方針

社団法人全国学習塾協会

1.被災した児童生徒等の学習塾への受入れについて

被災した児童生徒(小中学生)等が近隣に一時転居した際に、一時通塾を希望する場合には、授業料を無料とする等可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることがのぞましい。

ただし、有償(減額含む)、受入れ期間、受入れ対象学年その他の要件が附帯することを排除しません。

なお、入塾金は徴収しないものとします。

2.塾教材の取扱いについて

被災した児童生徒(小中学生)等の一時通塾を受け入れた際には、できる限り使用する教材(関連商品)を無償給与することがのぞましい。

ただし、有償(減額含む)その他の要件が附帯することを排除しません。

3.その他必要品の援助等について

被災した児童生徒(小中学生)等の一時通塾を受け入れた際には、生徒等の必要に応じて、できる限り学用品等を無償給与することがのぞましい。

この場合の学用品等とは、鉛筆、ノート、消しゴム類を指します。

4.受入れ対象となる被災した児童生徒(小中学生)について

受入れ対象となる被災した児童生徒(小中学生)について、被災地での通塾の有無は問わない。